

# 介護支援専門員登録の東京都への移転（転入） 手続について

現在、東京都以外の道府県で登録されている介護支援専門員の方で、東京都内の事業所に介護支援専門員として勤務している方、または、勤務先が決まっている方は、東京都に登録を移転することができます。

登録移転を希望される場合は、[現在登録している\(移転前の\)道府県庁](#)および[東京都庁](#)に対して、以下のとおり書類をご準備いただき、それぞれの送付先へお送りください。

【問合せ先】東京都 福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当（電話：03-5320-4279）

## 1 提出書類

### (1) 現在登録している(移転前の)道府県庁に提出する書類

「介護支援専門員登録移転申請書」(第2号様式)

現在お使いの介護支援専門員証

・手続中は介護支援専門員証がお手元に残りません。必ずコピーを取って保管してください。

(住所変更を現在登録している(移転前の)道府県庁に届け出ていない場合のみ)

住民票(※1)、運転免許証(両面の写)、マイナンバーカード(写)(※2)のうちいずれかひとつ

※1 住民票は3か月以内に発行を受けたものであり、マイナンバーの記載が無いものを提出してください。

※2 住所が書かれた面のみ写しを提出すること。個人番号(マイナンバー)が載った面は提出しないでください。

(氏名変更を現在登録している(移転前の)道府県庁に届け出ていない場合のみ)

戸籍謄本または戸籍抄本

※3か月以内に発行を受けたものを御提出ください。

#### 【書類の送付先】

現在登録している(移転前の)道府県庁

※道府県庁ホームページ等から確認いただきますようお願いいたします。

### (2) 東京都庁に提出する書類

#### ——オンライン申請の場合——

以下のURLまたはQRコードからお手続きください。写真の提出も含めて、全てオンライン上で手続き可能です。

<https://logoform.ip/form/tmgform/798942>



#### ——紙申請(郵送)の場合——

登録移転申請連絡票

介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)

カラー写真2枚

縦3.0cm、横2.4cmで、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身の顔が鮮明に写っている無背景のもの

・スナップ写真や家庭用のプリンターで印刷した写真は不可。

・写真には、裏面に氏名、登録番号を記載してください。

・写真のうち1枚は、「介護支援専門員証交付申請書」(第6号様式)の書類の写真欄に貼付してください。

もう1枚は、新しい介護支援専門員証に貼付します。

【有効期間の更新と同時に申請する方のみ】更新に必要な研修の修了証書の写し

#### 【書類の送付先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当

※個人情報の入った書類を送付いただくため、簡易書留等の配達記録が確認できる方法での郵送を推奨します。

※(1)現在登録している(移転前の)道府県庁に提出する書類と、(2)東京都庁に提出する書類は、**同時期に送付してください。**

## 2 手数料について

以下の要領で東京都に手数料を納めていただく必要があります。

### (1) 手数料

**2, 300円**

【内訳】登録移転申請手数料 1,300円

介護支援専門員証交付手数料 1,000円

### (2) 納入時期と方法

**手数料は、申請いただいた後、別途東京都から送付する『納入通知書』により  
納入期限までにお支払いください。**

『納入通知書』は、移転前の道府県で転出手続が完了し、移転前の道府県から登録移転（転入）の依頼文を東京都で受領後にお送りいたします。

### (3) 請求の事由

東京都福祉局関係手数料条例（令和5年東京都条例第67号）に基づき登録移転事務及び介護支援専門員証交付事務に要する手数料として納入していただくものです。

### (4) 歳入の属する年度

納入通知書を発行した日の属する年度

### (5) 歳入科目

一般会計 使用料及手数料 手数料 福祉手数料 介護支援専門員証交付等

## 3 手続き結果

この手続きに基づき、介護支援専門員としての登録を従来の道府県から東京都に移転します。また、東京都知事名の介護支援専門員証を交付します。